

水道料金の基本料金減免のお知らせ

新型コロナウイルス感染症対応支援事業

～ 申請の手続きは不要 ～

「新型コロナウイルス感染症」の拡大により、市民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしていることから、市民生活や経済活動を支援するため、水道料金のうち基本料金の全額を減免します。

【減免期間】 令和2年7月検針分から令和2年10月検針分までの4か月間

- ・奇数月検針の世帯（事業所）は6月、7月、8月、9月が対象月です。
- ・偶数月検針の世帯（事業所）は7月、8月、9月、10月が対象月です。
- ・毎月検針の世帯（事業所）は7月、8月、9月、10月が対象月です。

（1か月あたり・税込）

用途	口径	基本水量	現行の基本料金	減免後の基本料金
一般用	13 mm	0～5 m ³	638 円	0 円
	20 mm		1,034 円	0 円
	25 mm		1,782 円	0 円
	30 mm		3,707 円	0 円
	40 mm		6,479 円	0 円
	50 mm		18,953 円	0 円
	75 mm		40,139 円	0 円
	100 mm		112,662 円	0 円
	150 mm		235,125 円	0 円
200 mm				
湯屋用	—	300 m ³ まで	19,800 円	0 円
家事共用	—	1戸あたり 5 m ³ まで	275 円	0 円
福祉施設用	—	100 m ³ まで	6,930 円	0 円

※使用水量に応じてかかる従量料金については変更ありません。

※下水道使用料は減免の対象としておりません。

※消費税の計算前に基本料金の端数金額を処理するため基本料金以上の減額となる場合があります。



【お問い合わせ】

岸和田市上下水道局 料金課 お客様窓口

時間 9時～17時30分（土・日・祝日・年末年始を除く）

電話 072-423-9593